

2016年4月19日

各 位

会 社 名 ソニー株式会社  
代 表 者 名 代表執行役 平井 一夫  
(コード番号 6758 東証 第1部)  
問 合 せ 先 財務部 VP 村上 敦子  
(TEL: 03-6748-2111(代表))

ソニーが Sony/ATV Music Publishing の未保有の持分 50%を取得することに関する  
ソニー及び MJ 財団による最終契約の締結について

米国東部時間 2016 年 4 月 18 日、ソニー株式会社(以下、ソニー)及びマイケル・ジャクソン遺産管理財団である Estate of Michael Jackson(以下、MJ 財団)は、ソニーの完全子会社である Sony Corporation of America(以下、SCA)が、MJ 財団との間で、MJ 財団が保有する Sony/ATV Music Publishing LLC(以下、Sony/ATV)の 50%の持分を取得する旨の最終契約を締結したことを発表しました。本取引により、SCA は、Sony/ATV を 100%保有することとなります。

本契約の締結は、2016 年 3 月 14 日に締結された法的拘束力を有する基本合意書にしたがって実施されたものです。

本取引の完了は、政府当局及び監督官庁の承認などの取得を含む諸手続きの完了が条件となります。なお、本取引によるソニーの 2015 年度連結業績への影響は軽微です。また、2016 年度連結業績への影響は現在精査中です。

なお、本取引の後も、MJ 財団は、マイケル・ジャクソン氏の全ての楽曲の原盤権や Mijac Music(マイケル・ジャクソン氏の作曲した全ての楽曲、及び同氏が存命中に取得したソングライターの楽曲のいくつかを所有する音楽出版社)を含む、その他の音楽資産を引き続き実質的に保有することを表明しています。加えて、MJ 財団は EMI Music Publishing の持分も引き続き保有します。

以 上